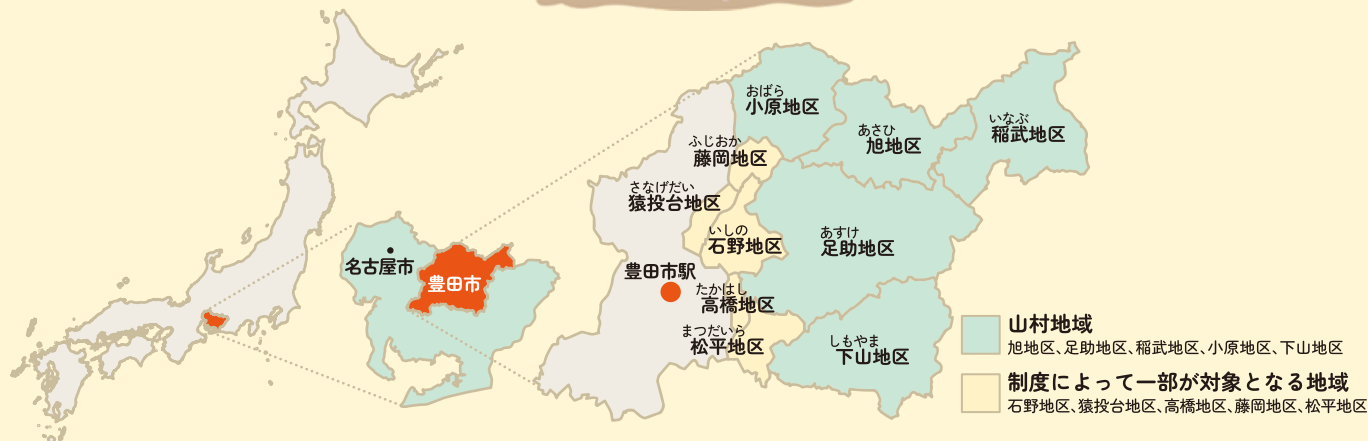


愛知県豊田市山村地域 移住定住制度一覽

ちょうどいい田舎、豊田の山里へ。
自然の中でのびのび子育て。
豊田市の山村地域が、あなたの新しい暮らしの舞台です。



移住・定住に関する補助・支援制度

各制度の詳細はとよたさんそんセンター(0565-77-4203)へ
お問い合わせください。

また、各制度の申込みに関しては
二次元コードよりご確認できます。

住宅に関すること

1 空き家に 住みたい



空き家に住みたい・空き家を用いて事業を
始めたい方向けの制度です。まずは利用者
登録をお願いします。

制度名 空き家情報バンク

その他

本パンフレット最
終ページに詳細を
記載しています

利用者登録



2 住宅用地を 買いたい



土地を購入して、住宅を建築したい方向
けの制度です。

制度名 空き地情報バンク、
2戸2戸作戦宅地分譲事業制度等



3 山村地域で家を 新築・購入する



地域活動への参加を前提に山村地域等
で住宅を取得した場合に、住宅取得に要
する費用の一部を補助します。

制度名 山村地域等定住応援補助金

対象

山村地域等で住宅を新築または
売買(空き家情報バンクを通して
購入した物件含む)した方

申請者

定住後、地域活動に参加できる者
であることなど

補助金額

住宅取得費と土地取得費を合算
した金額の10分の1(上限150万円
※要件がありますので申請時
にお問い合わせください)

4 暮らしながら 定住先を探したい



結婚、子育て等により家族を形成する時期
にある世代を中心に、山村地域で一時的に
居住することのできる住宅を提供します。

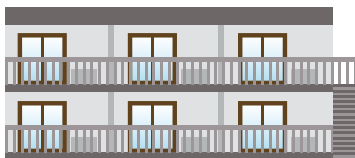
制度名 山村地域活性化住宅

対象

申込者または配偶者の年齢が40歳
未満の場合

その他

入居期間は8年間。入居資格は年齢
以外にも設けられています。



5 空き家を リフォームしたい



空き家情報バンクにより、賃貸借または
売買契約が成立した空き家に対して、改
修に必要な経費の一部を補助します。

制度名 山村地域等空き家再生事業補助金

対象

空き家情報バンクを通して契約し
た、または契約をする予定の賃貸物
件・売買物件

申請者

空き家の所有者または空き家の
借受人・購入者

補助金額

改修費の10分の8(上限150万円※
要件がありますので申請時にお
問い合わせください)

※賃貸契約日または売買契約日から
1年以内に交付申請をしてください。

6 結婚を機に山村 地域に住みたい



新婚世帯の住居費用と引越費用をサポ
ートします。

制度名 結婚新生活支援補助金

対象・申請者 要件を満たす夫婦

補助金額

●夫婦の年齢と合計所得に応じて算出
●最大60万円



7 建物の耐震をしたい



地震による住宅の倒壊から命を守るため、昭和56年以前の
旧耐震基準で建てられた木造住宅に対し、無料耐震診断の
実施等を経て耐震改修工事、解体工事等の支援が受けられ
ます。

対象 昭和56年5月31日以前着工の既存2階建て以下の木造住宅

8 合併処理浄化槽 を設置したい



汲取り便槽または単独処理浄化槽から
合併処理浄化槽へ入れ替える費用の一
部を補助します。

対象・申請者

居住用建物の敷地にある汲取り便
槽等を合併処理浄化槽に入れ替え、
居住しようとする個人



事業に関すること

9 起業をするための支援を受けたい



空き家情報バンクの物件を活用して事業を始める方に対して、豊田市や商工会などの関係機関が連携して、事業相談から事業実施に係る包括的な支援を行います。

制度名 山村地域等空き家活用支援事業

対象 空き家情報バンクの物件を活用して事業を始める方

その他 事業資金を豊田信用金庫において融資を受けた場合に限り、その利子分を全額補助する制度もあります。(希望者のみ)



10 空き家を使って事業をしたい



空き家情報バンクにより、賃貸借または売買契約が成立した空き家を使って、事業をしたい場合に、改修に必要な経費の一部を補助します。

制度名 山村地域等空き家事業活用補助金

対象 空き家情報バンクの賃貸物件・売買物件

申請者 空き家の借受人・購入者である個人または法人

補助金額 改修費の10分の8(上限150万円 ※要件がありますので、申請時にお問い合わせください)

※賃貸契約日または売買契約日から1年以内に交付申請をしてください。



11 足助地区で商業活動をしたい



足助生活拠点で空き家を活用して商業活動を行う方へ、修繕及び改修にかかる費用や家賃費用を補助します。

制度名 足助生活拠点創業支援補助金

対象 足助生活拠点(足助の町並み周辺)の空き家・空き店舗

補助金額 ①改修費の10分の8(上限150万円)
②家賃補助2分の1(上限5万円・36か月)

※賃貸契約日または売買契約日から1年以内に交付申請をしてください。



その他

12 農業を始めたい



山村地域等にある農地は、農家でなくても取得することができます。

制度名 農地取得の制限緩和特例

対象 対象地域の10a未満の農地

申請者 農地を取得したい方



13 家財道具の片づけをしたい



空き家にある家財道具の運搬・処分にあつた費用の一部を補助します。

制度名 空き家情報バンク登録促進事業補助金

対象 ●空き家情報バンク登録物件
または登録予定の物件
●空き家情報バンクを通して契約した、または契約する予定の賃貸物件・売買物件

申請者 空き家の所有者又は空き家の借受人・購入者

補助金額 空き家の片づけにあつた費用の10分の8(上限20万円)

※所有者の方が利用される場合は、物件登録時にご相談ください。
※再登録物件は対象外です。
※賃貸契約日または売買契約日から3か月以内に交付申請をしてください。



14 東京圏から移住をしたい



東京圏からの移住費用をサポートします。

制度名 UIJターン就業・起業定住応援補助金(移住支援金)

対象・申請者 要件を満たす人

補助金額 ●世帯の場合:1世帯につき100万円
(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、1人につき100万円を加算)
●単身の場合:1人につき60万円



豊田市の山村地域への移住・定住に関する相談窓口

とよたさんそんセンター

- ・住まいや仕事をどうやって探せばいい？
- ・移住を支援する制度にはどんなものがあるの？
- ・山村地域の暮らしの雰囲気を教えてほしい！

移住や起業をお考えの方、田舎暮らしに憧れがある方など、
山村地域に関することなら、
まずはお気軽に「とよたさんそんセンター」へご相談ください！

豊田市山村地域暮らし支援センター (愛称:とよたさんそんセンター)とは？

山村地域への移住・定住や都市の企業・団体等の交流マッチングなどの相談窓口として、地域に移住・定住する人や山村地域に継続的にかかわる人を増やすために取り組んでいます。

とよたさんそんセンター

〒444-2843

豊田市旭八幡町堂山432-3(つくラッセル内)

TEL: 0565-77-4203

FAX: 050-3588-1301

E-mail: info@oidensanson.org

開所時間: 午前9時～午後5時

(土日祝日・年末年始除く)

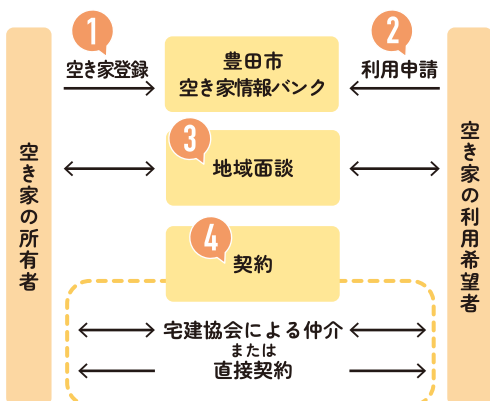
<https://www.oiden-sanson.com/>



- 豊田市 - 空き家・空き地情報バンク とは？

使わなくなった空き家等の所有者の方と、空き家に住みたい方や空き家で事業を始めたい方、空き地に住宅を建築したい方をつなげる制度です。この制度を活用して、これまでに多くの方が山村地域への移住や起業を実現しています！

豊田市空き家情報バンク運用イメージ



1 空き家登録



- STEP1 支所に連絡・相談
- STEP2 空き家の現地確認
- STEP3 物件登録

空き家の情報を市が公開し、利用したい方を探します。

登録はサポートします！

2 利用申請



- STEP1 まずは利用者登録を！
- STEP2 利用したい空き家が見つければ、現地見学！
- STEP3 STEP2で気に入ったら、利用希望物件の申込書を提出！

登録手続きは、市ホームページから行えます。
(とよたさんそんセンター、支所窓口でも可)

3 地域面談

これから空き家を利用したい方が、事前に地域のことを知り、安心して移住していただくために地域の皆さんと面談を行います。

4 契約

空き家の売買や貸し借りに関する難しい契約も、宅建協会豊田支部の協力を受けて安心して行えます。(宅地建物取引業法に定められた仲介手数料が発生します。)

※契約行為及びそれに関するトラブルについて、市は一切関与しません

